

令和3年度 予算編成方針

令和2年10月

瑞浪市

令和3年度予算編成について

1 国の経済・財政状況

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、これまで経験したことのない国難とも言うべき局面に直面し、内閣府が9月に発表した2020年4～6月のGDP速報値では、前期比▲7.9%（年率換算▲28.1%）となり、リーマンショック時の2009年1～3月の落ち込み幅を超えて、過去最大の下落幅となっている。また、9月の月例経済報告において「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」としており、日本経済の現状は、厳しい状況にあるものの、足下では持ち直しの動きがみられる。先行きについては「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とし、感染症が国内外の経済情勢に与える影響に十分な注意が必要であり、先行きは極めて不透明である。

一方、財政状況に目を向けると、国・地方の長期債務残高が令和2年度末見込みにおいて1,182兆円、対GDP比で207%に達し、社会保障関係費の増大に見合う税収を確保できておらず、令和2年度第2次補正後の予算では約56.3%を公債金に依存するなど、深刻な状況に陥っている。

政府は、本年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太の方針）において、ポストコロナ時代を見据え、今般の感染症拡大の局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを後戻りさせず社会変革の契機と捉え、少子高齢化や付加価値生産性の低さ、東京一極集中などの積年の課題を解決するとともに、通常であれば10年掛かる変革を、将来を先取りする形で一気に進め、「新たな日常」を実現し、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引き上げとの両立を図るとしている。

2 地方の財政状況

地方財政は、地方税収等の落ち込みや減税等により、平成6年度以降急激に財源不足が拡大し、平成22年度には景気後退に伴う地方税や、地方交付税の原資となる国税5税の落ち込みにより、その財源不足は過去最大の18.2兆円に達した。令和2年度については、当初、消費税率引上げに伴う地方消費税の増加等により地方税収入の増加が見込まれるものの、国税4税の法定率分が減少する中で、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、社会保障関係費の増加が見込まれることなどにより、通常収支に係る財源不足は4.5兆円になると見込まれていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ますます悪化するとみられる。また、本年9月30日に総務省から示された令和3年度地方財政収支の仮試算によると、地方の一般財源総額については、令和2年度地方財政計画の水準を下

回らないよう実質的に同水準を確保するとし、地方財政の規模は前年度より0.1兆円増の90.8兆円となっている。歳出では給与関係経費、投資的経費が前年度と同額、一般行政経費が1.7%増（社会保障費等の増）などとなっており、歳入では地方税が前年度比6.8%減、地方交付税が2.4%減、地方交付税の振替分である臨時財政対策債が116.5%増などとなっている。これは国の令和3年度予算概算要求等に基づく数値であり、今後、経済情勢の推移や税制改正の内容、予算編成の動向等により大きく変わることも予想される。

次に、岐阜県における財政状況は、バブル経済崩壊後の平成4年以降、国の財政出動の拡大に呼応して、公共投資を増やした結果、平成10年度に財政規模がピークに達した。その後、国の三位一体改革や景気の低迷などにより、財政状況が悪化したことを受け、投資的経費は抑制基調に推移し、財政規模は縮小傾向であったが、近年では横ばいの傾向にある。このような状況の中で、平成21年度から24年度の4年間を「緊急財政再建期間」に位置づけ、平成25年度当初予算において構造的な財源不足の解消を目指す岐阜県行財政改革指針の策定や、平成22年度から平成24年度までの3年間において、構造的な財源不足を解消するための具体的な取組みを定めた行財政改革アクションプランなどを着実に推進した結果、持続的な財政運営に道筋がつつある。しかし、平成21年度をピークに減少を続けてきた公債費が、令和3年度以降増加に転ずることが見込まれるなど、新たな課題も明らかとなってきたことから、「岐阜県行政改革指針2019」において、持続可能な財政運営を引き続き確保していくため、効率的で質の高いサービスを提供しながら、節度ある財政運営や歳入確保対策の推進、県財政の見える化等について、それぞれ新たな観点を盛り込みながら進めるとしている。このような状況を踏まえると、今後も引き続き県内市町村の予算編成に大きな影響を与えることが予想される。

3 瑞浪市の財政状況と課題

地方公共団体の財政状況を、統一的な指標で明らかにする財政健全化判断比率では、令和元年度決算においても4指標ともに健全の範囲であった。実質公債費比率は3.2%（前年度比▲0.4%）、将来負担比率は算定されず、早期健全化基準を大幅に下回った。

一方で市債残高は、令和元年度末の普通会計で140億1千万円（前年度比▲1.9%）、特別会計等を合わせた市全体の市債残高は229億7千万円（前年度比▲3.8%）となり、減少となった。平成30年度に瑞浪北中学校の建設が完了したことが減少の要因であるが、健全な財政構造を維持させるため、市債の新規発行額の抑制などにより市債残高の縮減に努める必要がある。

次に歳入面では、令和元年度決算で市税収入が53億5千万円となり、平成30年度との比較において3億9千万円、7.8%の増となった。これに地方交付税及びその振替分である臨時財政対策債、地方譲与税等を含めた主な一般財源の総額は103億3千万円、前年度比2億3千万円、2.3%の増となった。また、令和2年度の当初予算においては、財政調整基金繰入金を5億1千万円としたことにより、一般財源を103億7千万円計上

した。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が色濃く残り、地域経済の落ち込みによる税収入等の減少が見込まれるが、財政調整基金の繰入れなどにより、必要な一般財源の確保に努める。

歳出面では、経常的経費において人件費、扶助費、そして繰上償還に係る経費を除いた公債費が減少したため、財政の柔軟性を示す指標である経常収支比率は87.3%と前年度(87.9%)と比べ0.6%改善したが、依然として90%程度の高い水準で推移しており、今後においても少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費や、老朽化した公共施設等の維持管理経費に代表される経常経費の更なる増加が見込まれる。

しかし、このような状況においても、市民生活に深く関わるさまざまな課題等へ適切かつ柔軟に対応する必要があるため、債権管理体制を強化し、歳入の確保に全力で取り組むとともに、事務経費の見直しを図り、より一層の経常的経費の抑制に努め、安定した財政基盤を確立する必要がある。

そして、今後は人口減少や社会環境の変化により、公共施設等に対する利用需要は変化することが想定されるため、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、更新や統廃合、長寿命化を積極的に進め、財政負担を軽減・平準化する必要がある。また同時に、公共施設等の使用料についても、現状の不透明な減免規定の見直しを進める必要がある。

4 令和3年度予算編成における基本方針

令和3年度は、かつてない厳しい財政運営が予想されることから、職員一人ひとりが財政状況を十分に理解したうえで、更にコスト意識を持ち、これまで以上に全庁的な視点を持って予算編成にあたる必要がある。特に新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、基本的には国県支出金等の特定財源のあるものとするため、しっかりと国及び県の動向を注視する。その上で、第6次瑞浪市総合計画後期基本計画(以下「6次総」という。)や、「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)等に掲げる各施策の実現を目指し、「第5次瑞浪市行政改革大綱」(以下「行革大綱」という。)を踏まえ、本市の魅力の向上に資する事業や、人口減少対策に有効な事業、そして市民の安全安心につながる事業などに重点的に予算を配分するとともに、行政サービスの受益と負担のバランスの取れたメリハリのある予算編成を基本とするため、以下の事項を遵守して予算編成を行うこととする。

1. 歳入において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、法人市民税をはじめとして市税の減収が予想されること、また、電源立地交付金の交付が令和3年度を最後に終了することなどから、今まで以上に一般財源の不足が懸念される。このような事態に備えるため、各部課等においては、事業の優先順位付けを行い、実施時期の再検討や、時代の役割を終えた事業の廃止、縮小などの抜本的な見直しを行うこと。また、令和元年度実績値を前提に、当初予算を令和2年度当初予算以下となるよう積算すること。
2. 「ウィズコロナの時代」における新しい生活様式を意識した行政サービスを実践する

とともに、主体性をもって「行政のデジタル化」を推進すること。デジタル化の推進においては、市民サービスの向上とともに、経費の削減や業務のスリム化、効率的な執行体制の構築に努めること。

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業については、国県支出金等の特定財源の確保を原則とすること。
4. 国の重点政策である地方創生について、既存事業の実効性を高めるとともに、積極的な政策提案を行い、未来につながる事業展開を図ること。
5. 社会保障と税の一体改革などで、財政構造が大きく変革する中で、すべての事務事業の必要性、効率性、財源及びその効果について実効性の高いPDCAサイクルを確立し、求められている行政課題に適切に対応すること。
6. 経常的経費については、各事務事業のコストの把握と事業効果の検証を行い、行革大綱に基づき経費を抑制することを基本とし、人件費と扶助費を除き令和2年度当初予算以下とすること。なお、目的の達成された事業、あるいは効果の低い事業、執行率の低い事業、そして一部の団体や少数の受益者の既得権益となっているような事業は廃止するものとする。また、扶助費等の社会保障関係経費については、国等の試算を参考に適切に計上すること。定員管理等については、定員適正化計画に基づき適切に対応することとするが、事務事業の簡素・合理化をさらに徹底し、既定の組織及び人員を振替・融通するなど、柔軟に対応すること。
7. 投資的経費は、6次総実施計画に位置付けられた事業を優先的に予算化するものとし、その中でも重点事業については、総合戦略や市長マニフェストに掲げる施策事業を基本とする。しかし、当初予算では人件費、扶助費、公債費に代表される義務的経費に優先的に予算配分しなければならないため、投資的経費については残りの一般財源の範囲内で予算配分することになる。したがって、国・県等の特定財源のない事業にあつては、6次総実施計画に位置づけされた事業であっても、一般財源の状況により予算配分されない場合もある。
8. 新規事業については、既存事業の廃止・縮小などによる一般財源の確保を前提に、必要性、効率性、効果等を十分に検討のうえ、各部課の一般財源の範囲内で要求するものとする。したがって、スクラップアンドビルドがなされていないものや、特定財源を伴わない新規事業の要求は認められない。
9. 各事業の特定財源の把握に当たっては、安易に前年度の例に従うことなく、国・県の補助制度等の動向に十分注意を払い、新たな財源の確保に努めること。また、受益者負担のあり方も、その必要性や市場性など十分に配慮を行うこと。
10. 国の補正予算等の状況を注視し、前倒し実施が可能な事業については、令和2年度補正予算で要求するなど、国・県等の情報収集を積極的に行い、遺漏のないようにすること。
11. 公共施設の管理運営は、瑞浪市公共施設等総合管理計画に沿って、長期的な視点を持ち、更新や統廃合、長寿命化を推進していく中で、財政負担の軽減と平準化を図る

こと。また、施設整備にあたっては、その整備費用とその後の運営費を合わせて費用の圧縮を図り、それらに係る費用の回収についても総合的に検討すること。

(1) 総括的事項

- ① 予算見積書の作成においては、前年度当初予算ベースの積算を見直し、令和元年度実績値に基づいた積算とすること。また上記のとおり、今後は恒久的な一般財源の大幅な不足が想定されることから、予算見積書の「予算見積概要の3）事務事業等見直し及び改善事項」欄に、削減した内容や事業を具体的に記載すること。
- ② 歳入歳出全般にわたり見直しを行い、法令等に基づいた合理的な積算による予算とすること。また、債権管理体制を強化し歳入の確保に努めるとともに、時代に適した住民の負託に応えられる施策・事業の展開を図ること。
- ③ 6次総実施計画計上事業については、計画額の範囲内で調整するとともに、積算の根拠となる書類を添付すること。（事業内容、積算額等が不明確な予算要求は認められない。）また、計画額を超える要求については認めない。しかしながら、実施計画決定後の諸般の情勢の変化による、やむを得ない事業費の増額変更については、その合理的な理由を付して予算要求すること。また、実施計画に計上された事業であっても、特定財源が確保できない場合は、実施計画の計上がなかったものとして取り扱う。
- ④ 既定の事務事業や経費について、原則10万円未満の事業については、廃止または統合すること。事業の必要性・効果・受益対象者・負担率等について精査し、必要性や費用対効果、執行率の低い事業については廃止すること。また、事業手法の見直し等により事業効果の向上に努めること。
- ⑤ 国・県の補助事業については、事業の緊急性・必要性を勘案し、真に効果のあるもののみを受け入れること。特に、地権者の同意を要する事業については、地権者の意向を十分に確認、調整のうえ、市が行う事業として公平性、公正性を保てる事業のみ予算要求すること。特定財源があるだけの安易な理由では、予算は認められない。また、関係機関と連携を深め、最新の情報を把握し、補助対象事業費・補助金額の的確な積算を行うこと。
- ⑥ 各種制度改正に伴う予算要求は、情報収集に努め、その内容を十分に理解したうえで、適切な予算要求をすること。事業内容の曖昧なものや、補正を前提とした予算見積もりは行わないこと。事業予算科目・積算金額は明確な根拠を基に正確に計上すること。
- ⑦ 市民参加型の行政を進めるため、行政施策の立案・実施に係るさまざまな場面で、市民参加の機会を確保すること。また、男女共同参画社会形成を推進する立場から各種の委員会だけでなく、実際の事務事業の実施過程においても、職員を含め女性の参加について積極的に推進すること。
- ⑧ 予算見積書の作成に当たっては、事業概要・効果・積算根拠等内容を精査し、簡潔で分かりやすい表現を用い、広く市民に説明できるものとすること。

- ⑨ 予算見積書は担当職員のみで作成することなく、課・係等の責任者が内容を十分に把握し、必要に応じ関係部課等との調整をしたうえで提出すること。
- ⑩ 予算執行率の低い事業、または予算の流充用を行った事業については、事業の見直しを行うこと。その際、令和元年度決算において、予算執行率が70%未満の事業を計上する場合は、事業概要に執行率が70%未満となった理由、及び事業の必要性を記載すること。
- ⑪ 消費税率については、消費税法の改正のとおり、新税率の適用や軽減税率制度への対応など、適切に行なうこと。

(2) 歳入に関する事項

① 市税

今後の経済情勢・税制改正等の動きに十分留意しつつ、過去の実績等を踏まえ、課税客体・課税標準額を的確に把握し積算すること。新型コロナウイルス感染症に係る市税への影響に十分留意すること。滞納整理の着実な実施等、徴収率の向上に努め、滞納繰越を発生させないために、現年分の徴収強化に努めること。また、債権管理の適正化を図り、税負担の公平性の確保に努めるとともに、効率的な課税・収納体制の整備と正確な事務の執行に努めること。

② 地方譲与税・ゴルフ場利用税・地方交付税等

国の予算や地方財政計画及び税制改正の大綱、また過去の実績等を勘案し、適正な収入見込額を計上すること。

③ 分担金及び負担金

事業の性格、受益の程度、他事業との均衡に配慮するとともに、他市の状況を勘案し必要な見直しを行い、負担の適正化に努めること。

④ 使用料及び手数料

物価の推移、当該事務処理に係るコストの状況に照らして、実態に即していないものについては、負担の公平性確保の面から検討し適正化を図ること。

⑤ 国庫支出金・県支出金

国・県の予算編成を注視し、補助対象事業の内容・補助基本額・補助率等を的確に把握し、適正な収入見込額を計上すること。

⑥ 財産収入

財産の現況を正確に把握し、財産売却収入については時価に即した適正な価格を、財産貸付収入については昨今の経済情勢を考慮のうえ、適正な額を算定すること。

⑦ 寄附金

用途を限定した指定寄附金については、歳出予算の当該指定行政目的事業費の特定財源となるため、適切に対応すること。

⑧ 市債

事業の必要性・事業効果・交付税措置について配慮し、適債事業を選定するとともに、

建設事業に係る新規発行額は、総額を償還元金以内とすることを基本とし、予算計上額を抑制すること。また、地方交付税の振替分である臨時財政対策債も含め、市債発行総額には十分注意すること。なお、将来的な公債費負担を勘案し、資金調達方法を十分検討のうえ、より低コストの資金調達や、償還額の平準化等を図ること。

⑨ その他の歳入

国・県以外の公的団体や民間団体による助成制度についても、積極的に情報収集を行い、市の施策事業への活用を検討すること。

過去の実績等も勘案して、金額の多少にかかわらず漏れなく収入見込額を計上すること。

(3) 歳出に関する事項

① 人件費

定員適正化計画により適正な定員管理を確実に推進することとし、新たな行政需要、施設の新増設等についても、原則として職員配置転換等により対処すること。また、職員研修、人事評価制度の活用など人材育成の取り組みを積極的に推進すること。さらに、組織の見直しやICTやAI、RPA等を活用した事務処理の簡素化・効率化を図るとともに、施設の管理運営をはじめ各種の事務事業についても、経費の節減効果を十分検討のうえ、指定管理者制度やアウトソーシングの導入・拡大を図り、行政体制の再構築を進めること。

会計年度任用職員は、既存の事務事業の効率化や職員の事務配分の見直しなど、業務遂行体制の改善による対応を第一に検討し、やむを得ない場合にのみ検討すること。このため、経常的な予算の要求は認められない。予算計上に当たっては、事前に秘書課と協議のうえ要求することとするが、秘書課承認案件であっても様々な事情から、予算が保障されるものではない。

また、非常勤の特別職職員である附属機関の委員等報酬については、「瑞浪市附属機関等に関する基本方針」（平成29年3月21日改訂）に基づき、附属機関として仕分けされた委員等のみ計上すること。よって、この基本方針において懇談会等に仕分けされた場合は、後述する補助費等の報償費に計上すること。

② 物件費

経常的な事務・管理経費については、令和元年度実績値を参考に、令和2年度当初予算以下となるよう適切に計上すること。特に事務消耗品等は徹底した削減を図ること。また、電気代、燃料費等の削減は大きな課題であり、一部ESP契約はするものの、省エネルギー対策の面からもその使用量の削減が急務である。各課等においては、これら事務消耗品費、燃料費等の削減方を個別具体的に検討し、予算見積書の「予算見積概要の3）事務事業等見直し及び改善事項」欄に必ず記入すること。（記載欄が不足する場合は別紙に記載し添付すること。）

物品のリースについてはコピーパフォーマンス契約以外、経常的経費抑制のため買取

についても検討すること。(現在のリース物件で状態がよいものは、再リース等も検討すること。)

委託料については、費用対効果を十分に検討し、人件費等の経費削減効果の高いものは積極的に導入を図ること。この場合、経費削減の効果額を記載するとともに、その積算においては人件費の積算や労務管理等、法令等遵守の徹底を図り積算根拠を明示すること。特に、指定管理者制度を導入している施設については、委託料の積算を行う際、新電力事業者の見積もりを参考に、現在の電気料との比較検討を行うこと。また、施設修繕に係る経費負担を明確にしておくとともに、施設管理が安全かつ適切に行われるように指導を徹底すること。

また、バス借上料については、平成27年度に市有バスが廃止されたことから、バス利用の在り方を見直し、市の事業ではないものの計上は行わないこと。

電算処理システムの改良・新規導入については、事前に企画政策課情報ネットワーク係と協議のうえ予算要求すること。

(ア) 旅 費 県内の宿泊、長距離の複数人の出張は認めない。出張の場所・目的を明確にし、正確な積算を行うこと。各種の審議会委員等の視察研修については、任期中1回とし削減に努めること。

(イ) 食糧費 官公庁間(検査など。)及び、職員(特別職を除く。)に対する食糧費(ペットボトル等飲料含む。)は認められない。食糧費の必要となる会議の出席人数は最小限に抑えること。昼食をはさむ会議・研修等は計画しないこと。また、夜の会食は厳に慎むこと。会議時の飲み物はペットボトル等を限度とする。

③ 補助費等

負担金・補助及び交付金については、その財源の殆どが一般財源であることに留意し、行革大綱の行動計画及び補助金等の交付基準、負担金及び交付金の基本方針に従い、必ず規則・要綱等を整備し終期を設定すること。また、その目的・事業効果を検証し、適切に対応すること。

運営補助金は、法令等(条例、規則を含む。)で別に定めのあるものを除き、予算は認められない。(現在、法令等の定めのないもので必要な場合は、補助対象ごとに条例または規則を定めること。)事業補助金は要綱等に従い、終期及び評価の結果等を記載すること。交付金については「市の実施すべき事業」の規定に合致するもののうち、費用対効果等を十分に検証し、当該交付金の規則等に基づき評価の結果等を記載のうえ予算要求すること。

事業負担金については、事業内容と負担割合を精査し適正に計上すること。運営負担金については、内容を精査し適正に計上すること。

次に掲げるものは廃止すること。

1. 奨励的な補助金で5年を経過し、当初の補助目的を達成したもの。

2. 補助・交付金で効果に疑問のあるもの、及び公的関与の範囲を超えていると認められるもの。
3. 補助・交付金で受益者が少数で固定されているもの（扶助的なものを除く。）や、趣味サークル・同好会の要素を含む団体に対するもの。
4. 負担金でその会費等の一部であっても、その使途が公費で賄われることに疑問があるもの。（個人の資格に係る加入団体への負担金など。）
5. 他団体の同一部署間との勉強会的団体に対する負担金で、明らかに研修に係る費用を超える会費を徴収するもの。

報償費について、①人件費で記述した懇談会等に仕分けされた委員等については、懇談会等出席者謝礼金支払い基準により、適切に計上すること。また、講演会や研修等において、講演や講義を行う講師等に対する講演謝礼金については、講師等報償費支払い基準を参考に適切に計上すること。

④ 扶助費

扶助費については、過去の支給状況等を参考に、制度に従い適切に積算し計上すること。特定財源についても、国や県へ要望をするなど確保に努め、適切に計上すること。

⑤ 維持補修費

維持補修費については、法令や公共施設等総合管理計画等に従い、計画的に執行することとし、市民の安全・安心のため、施設等の管理に十分注意を払い、法令等に従い適切に対応すること。また、施設の維持補修費は、都市計画課土地建築施設係の査定を参考に予算化するため、査定のない案件については、予算要求がなかったものとする。

毎年発生する補修等の経費は、過年度の状況等から適切な金額を計上すること。耐用年数を大幅に超えるような建物附属設備（電気施設、給排水施設、冷暖房設備等）に係る維持補修費は、各施設の管理者が常に状況を確認し、適切な時期に予算計上すること。

⑥ 投資的経費

国や県の補助事業については、投資効果や超過負担の有無、あるいは事務負担等を勘案し、計画的に事業実施にあたること。市単独事業については、特に必要性、緊急性の高い事業を重点的に選定し、実施する予定である。なお、大規模建設事業の予算要求に当たっては、実施設計等に基づき要求すること。（実施設計等のないものは、予算は認められない。）6次総実施計画に計上された事業については、優先的に予算を配分する予定であるが、事業内容、及び事業費を再度精査し、実施計画額の範囲内で予算要求すること。

施設の建設、改修等に係る事業で、設計・監理等を都市計画課土地建築施設係に委託を要する案件は、予算要求前に同係と調整のうえ、必要な事項の予算を要求すること。

⑦ 備品購入費

備品については、購入備品名を明示し、必要な理由、及び積算の根拠を記し予算要求すること。執行にあたっては原則第2四半期までに購入するものとし、第3四半期以降に購入予定の場合は、その理由を積算欄に記載すること。また、購入備品の変更、及び

入札差金の執行については厳に慎むこと。

特殊車両を除く公用車については、各部単位で削減、及び軽量化の方向で検討すること。特定財源があったとしても、上記のような検討がなされていないければ、予算化されるものではない。また、更新に当たっては総務課管財係と協議すること。OA機器についても計画的に導入・配置するので、企画政策課情報ネットワーク係と協議すること。

⑧ 長期継続契約

瑞浪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年10月1日施行。以下「条例」という。）に基づく長期継続契約に係る予算については、複数年契約による経費の節減が図られるように努めるとともに、予算見積書に「長期継続契約」と必ず記載すること。（自治法234条の3による電気、ガス、水、通信役務、不動産借受の契約についてはこの必要はない。）

⑨ その他

債務負担行為、及び継続費については、後年度の財政負担を義務づけるものであり、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、その設定については対象事業、限度額、後年度の財源確保の見通し、契約時期等を慎重に検討のうえ要求すること。次年度当初から履行の始まるもので、本年度内に契約をする必要のある場合（条例による長期継続契約（履行期間が1年を超えるもの：契約審査委員会の審査案件）を除く。）は、補正予算対応とする。（債務負担行為の限度額については金額を基本とし、文言記載は原則認められない。）

（4） 特別会計・企業会計

特別会計・企業会計（以下「特別会計等」という。）の予算編成については、一般会計に準ずるものとし、経営については、独立採算の原則に従い、これまで以上に合理化・効率化を図り、受益者負担の原則により、公平で適正な料金等収入に努めること。

特別会計等の歳入歳出においては、会計の性格上、特定の歳出に対して特定の収入を充てることにより成り立っていることから、過去の伸び率や周辺自治体の実績などを複合的に勘案したうえで、制度改正等に適切に対応した予算見積もりを行うこと。

一般会計からの繰出金、出資及び補助金については、原則的に繰出基準の範囲内とする。ただし、事業の性格上、やむを得ないものについては基準外繰出を認めるものであるが、繰出基準内・外の充当経費の区分ごとに具体的に積算根拠を示して要求すること。

近年、特別会計等においても、実績と乖離した過大な予算要求が多々ある。また、予算執行段階においても多額の執行残が発生していることや、歳入面では繰越金など、予算額以上の収入があるにも関わらず、補正予算の対応を失念するなど、不適切と言わざるを得ない対応が散見される。このことは、受益者への不利益を与えるだけでなく、一般会計の歳出を硬直化させ、市民全体への不利益を与える結果となる。

このため、特別会計等所管課においては、社会情勢や過去の実績を十分に考慮した適切な予算計上を心がけるとともに、年度途中においても、予算の執行管理を適切に行な

い、剰余金の発生や予算以上の収入見込みがある場合は、適切な時期に補正予算の対応を行うこと。

担 当 課	総務部総務課財政係
直通電話	0572-68-9726
内 線	328